

介護サービス科 学則

目的

介護職員初任者研修課程及び居宅介護職員初任者研修課程の資格取得をすることにより、介護職員の知識と技術の向上を目指すことを目的とする。

研修名及び課程

介護職員初任者研修課程・居宅介護職員初任者研修課程 資格取得講習

実施場所

遠野高等職業訓練校（職業訓練法人 遠野職業訓練協会）

〒028-0502 岩手県遠野市青笹町中沢 8-1-8 TEL/0198-62-6310 FAX/0198-62-6366

研修の要旨

研修形態 : 昼間・通学

募集期間 : 令和8年 9月 1日（火）～令和8年 11月 6日（金）

訓練期間 : 令和8年 11月 17日（火）～令和9年 3月 5日（金）

定 員 : 10名

受講料 : 無料

受講資格 : 介護施設又は関連する業務等に勤務する未資格の在職者他、資格取得を希望する者等

受講者の確認

訪問介護員の仕事は、要介護者の居宅に入り、本人に直接接して介護を行うものであり、利用者との信頼関係の構築が重要であることから、受講者の本人確認を以下のいずれかの方法で行うものとする。

- ・戸籍謄本、戸籍抄本、若しくは住民票の提出
- ・住民基本台帳カードの提示
- ・在留カード等の提示
- ・健康保険証の提示
- ・運転免許証の提示
- ・パスポートの提示
- ・年金手帳の提示
- ・国家資格等を有する者については、免許証または登録証の提示 等

受講者の決定

本人確認がなされた者で、上記受講資格を満たす者を、先着で受講決定をする。

カリキュラム及び使用する教材

○カリキュラム <介護職員初任者研修課程>

別紙 1（第 5 条第 1 項関係）岩手県介護職員初任者研修課程カリキュラム及び、
別紙 2（第 5 条第 2 項関係）各科目の到達目標、評価、内容のとおり。計 135 時間。
<居宅介護職員初任者研修課程>

上記介護職員初任者研修課程に、障害の理解 3 時間、行動障害の理解 3 時間を加え、
計 141 時間で実施。ただし、追加分は修了評価範囲に含まないものとする。

○使用する教材 介護労働安定センター発刊 介護職員初任者研修テキスト（6,160 円）

受講手続き

認定短期課程職業訓練として、職業訓練法人遠野職業訓練協会が行う。

修了認定

1. 出欠の確認方法

- ① 各教科の開始前に出欠確認を行う。（出席の場合は、担当者が出席カードに押印し証明）
- ② 研修期間中にやむを得ず遅刻・早退・欠課する場合には、事前又は事後に必ず届出書を提出する。

2. 成績の評価方法

- ① 全科目の修了時に、「介護職員初任者研修における目標、評価の指針」及び別紙 2 において科目別に定める「到達目標・評価の基準」に基づき、各受講者の知識・技術の習得度を評価する。

<修了試験>

- ・実施方法：筆記試験
- ・実施日：令和 9 年 3 月 5 日（金）
- ・実施時間：14：30～16：00 計 90 分
- ・評定内容：100 点満点／1 問 2 点×50 問

- ② 修了評価の内容は、（様式 7）修了評価の方法のとおりとする。

※ただし、科目の範囲が広いことから、講義については、毎時間、各担当講師から口頭質疑またはテキストの付属問題を使用し、各科目の理解度、習得度、学習の成果について判定し、必要に応じては課題やレポートを出すなど、修了試験の支援をする。

- ③ 認定基準に満たない者に対しては、直ちに再指導を行い、基準に到達するまで再評価を実施する。

3. 「9 こころとからだのしくみと生活支援技術」内で行われる各技術の演習については、各細目ごとに目標・評価の指針に対する理解度、技術の習得度の確認を担当講師が行い、評価内容に関しては別に記述し記録を残す。

また、講師が必要と判断した場合は、個別に補講を行う。その他詳細は（様式 7）修了評価の方法のとおりとする。

4. 修了評価に係る補講は無料とする。

5. 介護職員初任者研修課程修了証明書及び居宅介護職員初任者研修課程修了証明書の発行は、修了試験合格とする。

補講の取り扱い

研修の一部を欠席した者で、当協会がやむを得ない事情があると認めた者は、補講等を行うことにより、当該科目を修了した者とみなす。

講師による補講は有料とし、1 時間 8,000 円（税込）とする。

なお、補講（実習を含む）の取扱いは別紙 8（第 12 条第 3 項関係）「補講等の取り扱い」のとおりとする。

受講者の個人情報の取り扱い

受講生の個人情報の取扱いは職業訓練法人遠野職業訓練協会にて行い、受講生の同意なしに訓練関係者以外の第三者に個人情報を提供しない。

＜訓練関係者＞

・学科・演習担当講師

施行細則

1. 研修日程表による研修時間数以外に、当協会独自の講義・演習・実習を実施することができる。
2. この学則に必要な細則及びこの学則に定められていない事項で、必要があると認められる場合は、当協会が定めることができる。